

山梨県公報

第二千六百八十五号

平成二十九年

四月三日

月 曜 日

目次

告示

- 換地計画の決定……………二七五
- 道路の区域変更……………二七五
- 道路の供用開始……………二七五
- 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………二七五
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………二七六
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二七六

告示

山梨県告示第三百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(御勅使川沿岸地区第1工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年四月四日から同年五月一日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年五月二日から同月十六日まで

山梨県告示第三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成二十九年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十一号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|----------------|---------------|-----------------|------------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地まで | 二九・八〇 一〇七・五 | 一六・六〇 九六・三 | | 二〇五・〇 |

山梨県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤 齋

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|----------|---|------------------|----------------|
| 県道 | 四日市場上野原線 | 上野原市鶴島字飯米場四四八四番五地先から 上野原市鶴島字飯米場四四八四番二五地先まで | 八六・〇 | 平成二十九年 四月三日 |

山梨県告示第三百三十五号

河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 河川の名称 富士川水系十郎川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 甲府市桜井町字久保田六百十五番二地先から同市桜井町字道々芽木六百六十五番五地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 甲府市長 樋口雄一
 - 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、関係図書に示す横断図の占用範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十九年四月三日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

| | |
|---------------------------|------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 | 住所 |
| 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 | 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 |

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ伊勢ショッピングセンター
 - (二) 所在地 山梨県甲府市幸町二十八番二十四号外
- 2 変更しようとする事項

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 駐車場の位置及び収容台数 | 位置 届出の図面のとおり 収容台数 百七十五台 | 位置 届出の図面のとおり 収容台数 九十六台 |
| 駐輪場の位置及び収容台数 | 位置 届出の図面のとおり 収容台数 八十六台 | 位置 届出の図面のとおり 収容台数 二十台 |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | 位置 届出の図面のとおり 面積 八十平方メートル | 位置 届出の図面のとおり 面積 八十五平方メートル |
| 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 位置 届出の図面のとおり 容量 四十五立方メートル | 位置 届出の図面のとおり 容量 三十九立方メートル |
| 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 数 入口一箇所及び出入口四箇所 位置 届出の図面のとおり | 数 入口一箇所及び出入口四箇所 位置 届出の図面のとおり |

- 3 変更する年月日 平成二十九年十月二十八日
- 三 届出年月日 平成二十九年二月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年八月三日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南巨摩郡身延町丸滝字宮の前四百七十一の一、四百七十一の三、四百七十一の五、四百七十一の七及び四百七十三の三の一部の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
|---------|---------|
| 道路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町長 望月幹也

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番